

下請法(中小受託取引適正化法)改正のチェック・ポイント／日本版司法取引制度の最新動向 — 活用拡大と制度改革の兆し

危機管理ニュースレター

2026年1月30日号

執筆者:

木目田 裕

h.kimeda@nishimura.com

安部 立飛

ha.abe@nishimura.com

松間 辰吉

t.matsuma@nishimura.com

藤尾 春香

h.fujio@nishimura.com

宮本 聰

s.miyamoto@nishimura.com

西田 朝輝

a.nishida@nishimura.com

澤井 雅登

ma.sawai@nishimura.com

目次

- I 下請法(中小受託取引適正化法)改正のチェック・ポイント／木目田 裕
- II 日本版司法取引制度の最新動向 — 活用拡大と制度改革の兆し／安部 立飛、松間 辰吉
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聰、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

I 下請法(中小受託取引適正化法)改正のチェック・ポイント

執筆者: 木目田 裕

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年(2025年)5月16日に成立し、同月23日に公布されました¹。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(中小受託取引適正化法ない

¹ 本法改正の関連情報は、公取の下記サイトにまとめられています

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

このうち、取適法の改正内容や概要については、公取の「取適法リーフレットNo.01 令和7年8月」(https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)が最も簡潔で分かりやすいと思います。

し取適法)に改められ²、同法は、令和8年(2026年)1月1日から施行されています。

本改正は、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、取適法(以下、旧下請法も含めて「取適法」という名称を使うことがあります)に関し、

- ・ 「下請」等の用語の見直し
- ・ 適用範囲につき、従来の資本金基準に加えて、常時雇用労働者数基準の導入
- ・ 物流問題への対応として特定運送委託を対象取引に追加
- ・ 製造委託の対象物品として、木型・工具その他の専ら物品の製造に用いる物品を追加
- ・ 価格据置き取引への対応として、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止
- ・ 手形払(支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も含む)の禁止

など、平成15年改正以来の重要な改正を行っています。

本改正の主眼とする中小企業保護の観点から、新法ができるだけ早期に適用すべく、法改正の成立から施行までの期間が約半年と非常に短い期間に設定されたため、どの会社も改正法対応に追われているとお聞きしています。

本稿は、改正法(取適法への改組)対応のためのチェック・ポイントについて、箇条書形式で取りまとめたので、御参考にして頂ければ、と思います。

【「下請」等の用語の見直し(取適法2条8項及び9項等)】

「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」に改める等し、法令名を変更する。

- 社内の関連規程、コンプライアンス・マニュアル等の改訂が必要になる。
- 令和8年1月1日以降に発注する取引について改正法(取適法)が適用される。例えば、手形払の禁止は令和8年1月1日以降に発注する取引について適用される(公取サイト「取適法施行に当たり事業者の皆様に御留意いただきたい事項」(以下「留意事項」という)https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_ryuji_ko/)。

² 併せて「下請中小企業振興法」も法改正が行われ、その法令名も「受託中小企業振興法」に改められました。同法は、委託取引関係と資本金の大小がある事業者間の取引に適用され(下請法(取適法)よりも、もともと適用範囲が広い)、①経済産業大臣が下請事業者(受託中小企業)と親事業者(委託事業者)の拠るべき基準として「振興基準」を定め、同基準に基づき業界団体が「労務費指針に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等の自主行動計画を策定する旨、②事業所管大臣による事業者に対する指導・助言、③価格交渉・転嫁の状況等の調査・公表、④下請事業者(受託中小企業)と親事業者(委託事業者)とが協力して作成する「振興事業計画」に関する金融支援などを定めています。また、「振興基準」は「パートナーシップ構築宣言」の遵守対象とされています。

法令名や用語の改正のほか、同法の主な改正内容は、次の通りです
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/jyutaku.html>)。

- ① 振興事業計画の範囲につき、直接の取引関係に限らず、多段階の取引からなるサプライチェーンをカバーして定めることもでき、その場合も金融支援の対象になる、
- ② 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対しては、より具体的措置を示して、その実施を促す(「勧奨」する)ことができる、
- ③ 発荷主・元請運送事業者間の取引、従業員数の大小関係がある場合も法の適用対象に追加する。

【従業員基準の追加】

従来の資本金基準とは別に、従業員数 300 人(役務提供委託等は 100 人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

取適法 2 条 8 項 5 号及び 6 号

この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの…(略)

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者(国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。)であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの…(略)

(関連条文：取適法 2 条 9 項 5 号及び 6 号(中小受託事業者の定義))

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



(出典：公取・取適法リーフレット No.01 令和 7 年 8 月)

- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用される。つまり、取引内容が製造委託等に該当する場合、資本金基準と従業員基準のいずれか一方に該当すれば、取適法の適用対象になる。
- 「常時使用する従業員」は、労働基準法 9 条に規定する労働者のうち、日々雇い入れられる者以外のものをいい、その数は、賃金台帳の調製対象となる労働者の数によって算定される(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準(以下「運用基準」という)第 2 の 2(2))。具体的には、1 か月を超えて引き続き使用される者は、「常時使用する従業員」に該当する。
- 「常時使用する従業員」の具体例は、正社員、契約社員・委嘱社員、パートタイマー・アルバイト、1 か月を超えて引き続き使用される日雇い労働者である。なお、派遣社員は、派遣元が使用者となるため、派遣先となる事業者における「常時使用する従業員」には含まれない(留意事項)。
- 出向(在籍出向)の場合は、出向元と出向先との双方に労働契約関係が生じるため、双方との関係で「常時

使用する従業員」に該当する。フリーランスなどの独立自営業者は基本的に該当しないが、労働の実態によっては「常時使用する従業員」に該当する可能性がある³。

- 事業所単位ではなく、法人全体で「常時使用する従業員」数を算定するが、親会社、子会社などのグループ会社の従業員数は合算されない。海外法人の日本支店である場合には「法人格としては海外法人と同一であることから、当該海外法人が海外で使用する従業員の数も合算される」と考えられる⁴。
 - 従業員基準による判断の基準時は製造委託等をした時点とされる(留意事項)⁵。
 - ただし、当月(N月)に製造委託等を行う場合、中小受託事業者が、前々月(N-2月)に賃金を支払った労働者の数を、前月(N-1月)末までに賃金台帳を調製した上で把握し、その数を委託事業者に回答するなどして、前々月(N-2月)の数を委託事業者が把握可能となっているときは、その数を当月(N月)の製造委託等における「常時使用する従業員の数」として取扱うことができる(留意事項及び公取「『製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則』等の整備について」における「意見の概要及びそれに対する考え方」(以下「パブコメ」という)7番)。
 - 実務上、委託事業者としては、製造委託等をした時点(発注時)において、委託事業者及び中小受託事業者の双方が従業員基準を満たしているかどうかを確認して、取適法の適用対象とならないことを確認していれば、発注後の従業員数の変動を気にする必要はない。その逆に、発注時に従業員基準を満たすため取適法の適用対象になると確認していれば、その後は常に取適法に準拠した対応を行うものとする限り、発注後の従業員数の変動を気にする必要はない⁶。
 - 委託事業者において、中小受託事業者の従業員数を把握するための方策について検討が必要である。例えば、
 - ・ 取引基本契約等において、中小受託事業者に対し、書面・メール等により常時従業員数を定期的に報告する義務や常時従業員数に変動があった場合の通知義務を課すこと⁷、常時従業員数の表明保証を求めること、
 - ・ 発注時の請書など中小受託事業者から提出される書面等に常時従業員数の申告欄やチェック欄を設けること、
 - ・ 取引先との定期的な価格協議などの際に中小受託事業者の従業員数を確認する事務フローを定めること
- 等が考えられる。なお、委託事業者自らが中小受託事業者の賃金台帳の閲覧やその写しの取得を行うことは必須ではない(留意事項及びパブコメ35番)。中小受託事業者に従業員数の確認を行った場合には、

³ 原悦子「従業員基準の追加と実務対応」ジュリスト1615号(2025年)36頁

⁴ 前掲原36頁

⁵ この点、フリーランス法における公取のパブリックコメント回答を前提にすれば、従業員基準による判断の基準時は、製造委託等の時及び問題行為時の双方になるとする見解がある(長澤哲也「令和7年改正下請法等の実務上の留意点」公正取引898号(2025年)(以下「長澤①」という)16頁、内田清人「改正下請法(取適法)の実務対応」NBL1298号(2025年)(以下「内田①」という)71頁参照。なお、内田清人「改正下請法(取適法)の実務対応(続)一パブコメ考え方・新運用基準を踏まえて」NBL1303(2025年)5頁において、この見解が維持されているかどうかは必ずしも明確でないようと思われる。私見としては、長澤説・内田説に賛成である。)。この点、前掲原37頁も「取適法は「委託事業者は……しなければならない」などの形で委託事業者の遵守事項や禁止行為を規定していることに鑑みれば、委託者が「委託事業者」に該当しなくなった以降については、「委託事業者」としての義務を負わないものと考えられるが、この点は必ずしも明確ではない」と述べる。

⁶ 長澤①17頁

⁷ ただし、中小受託事業者からの通知が未了の間であっても、従業員数の変動によって客観的に取適法の適用対象になっていれば、客観的には同法違反が発生し得る。

その記録を保存しておく。

- 中小受託事業者からの誤った報告に基づき取適法が適用されないと委託事業者が誤信した場合でも、客観的に従業員基準を満たすのであれば取適法は適用される。この場合、公取は、委託事業者による本法違反行為を是正する必要があるため、必要に応じて指導及び助言を行うが、直ちには勧告を行うものではない(留意事項)。
- 中小受託事業者においては、常時従業員数について、委託事業者からの確認に適切に対応することが望まれる(留意事項)。
- 中小受託事業者の従業員数把握の負担や中小受託事業者による通知内容の正確性・適時性への不安、従業員数の変動可能性等からすると、一定の範囲(例えば、余裕をもって、常時使用の従業員数 400 人以下とするなど)の受託事業者や、その常時従業員数が不明の受託事業者については、一律に取適法の適用があるものとして取り扱う方が簡単ではある。
- 既に資本金基準により適用対象となっている中小受託事業者については常時従業員数の確認を行う優先度は低い。

【製造委託の対象物品の拡大】

製造委託の対象物品として、旧下請法の金型に加え、木型・工具その他の専ら物品の製造に用いる物品を追加。

取適法 2 条 1 項

この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

- 運用基準第 2 の 1-1(3)によれば
 - ・ 「専らこれらの製造に用いる型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のものをいい、「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい、「その他の物品の成形用の型」には例えば樹脂製の型が該当する。
 - ・ 「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」は治具をいう。
 - ・ 「専らこれらの製造に用いる」型又は工具には、型又は工具の製造を委託した委託事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその型又は工具を用いて製造するよう委託する場合の型又は工具も含まれる。
- 公取・中企庁が金型等の無償保管問題の是正のために積極的に法執行を行っているところ、この問題に

については、公取サイト「よくある質問コーナー(取適法)」⁸Q&A119(旧 Q&A46)の次のポイントに特に注意する必要がある。

- ・(不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれ) 中小受託事業者に部品等の発注を長期間行わない等の事情がある型等を保管させる場合には、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間(型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう)中に発生した保管費用を支払わなければならぬ。また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、中小受託事業者と協議をする必要がある。
- ・委託事業者が所有する型等のほか、委託事業者以外が所有する型等であって委託事業者が事実上管理している型等を含む。後者の例として、中小受託事業者が自社所有の型等を保管しているものの、その廃棄等には委託事業者の承認を要する場合がある⁹。
- ・主な違反事例。①金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず¹⁰、中小受託事業者に当該金型等を無償で保管させていた、②中小受託事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた、③委託事業者が金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該金型を無償で保管させていた、④木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該木型等を無償で保管させていた。
- ・保管費用は中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある。
- ・型等の稼働状況を常に把握することが双方にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容される。
- ・型や工具等の製造委託において、代金の支払期日の起算点は型等の受渡日・納入日が原則であり、部品メーカーが製造した(又は金型メーカーに再委託して受領した)金型が他に納入されず、中小受託事業者の元に留まる場合には、委託事業者が金型をいつ受領したのかが明確でないので、あらかじめ合意して発注書面等に明示することにより最初の試打ち品を受領した時とすることができる(公取・中企庁の令和7年11月版「中小受託取引適正化法テキスト」66~67頁)。

⁸ https://www.jftc.go.jp/toriteki/torireki_qa.html

⁹ 近時、委託事業者ではなく、中小受託事業者自身が金型等を所有している場合や、委託事業者の顧客が金型等を所有している場合でも、旧下請法違反(経済上の利益の提供要請)として勧告される事例が現に生じるようになっている。

¹⁰ いわゆる1年基準は2025年の「よくある質問コーナー(下請法)」(現在は不掲載)の更新で初めて明示された。

【特定運送委託の対象取引への追加(物流問題への対応)】

対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託(特定運送委託)を追加。

取適法 2 条 5 項

この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

- メーカー、流通業者等を問わず、自社が供給する商品について顧客への運送を外注している場合、外注先の運送業者が中小受託事業者として取適法の適用対象になるのではないか、総点検を行う必要がある¹¹。取適法の適用対象となれば、委託事業者は、取引条件の明示義務、書類等の作成・保存義務、支払期日を定める義務(60 日ルール)、遅延利息の支払義務その他の義務を負うことになる。
- 「運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する」とは、物品を移動して相手方又はその指定する者に占有を移すことの委託をいい、荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯作業の委託は含まない(運用基準第 2 の 1-5(3))。なお、こうした附帯作業も委託する場合、発注書面では、附帯作業の具体的な内容や代金額を明示する必要があり、無償で中小受託事業者に行わせると「経済上の利益の提供要請」に該当し得る。
- 運送対象品の数量の一部又は運送経路の一部の運送を他の事業者に委託することも特定運送委託に該当し得る(運用基準第 2 の 1-5(3))。例えば、顧客に販売した商品の顧客への運搬過程のうち自社物流センターまでの運搬に限って委託する場合も適用対象となる¹²。他方、顧客に販売した商品ではなく、販売用の在庫品を、自社の工場・倉庫間などの自社拠点間で運搬することの委託は特定運送委託に該当しない。また、自社拠点間での資材等の運送を委託することも特定運送委託に該当しない¹³。このように、自社拠点間の運送は、運送の目的物の如何で適用対象になるかどうかが異なることになる。
- 物品の製造等の発注事業者が受注事業者に対して自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を自己から購入させる場合、当該受注事業者は、通常、「販売…における取引の相手方」に該当するので、発注事業者が当該原材料等(有償支給原材料等)を受注事業者に対して運送する行為の全部又は一部を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当する¹⁴。

¹¹ なお、パブコメ 127 番では「運送委託先が 100%の物流子会社の場合、「特定運送委託」に該当するか。」との質問に対し、「特定運送委託が親子会社間等の取引であっても本法の適用が除外されるものではありませんが、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題としておりません。」との回答がなされている。

¹² 内田①69 頁

¹³ なお、長澤①17 頁は「特定運送委託の対象となる物品の顧客への供給が純粋に無償で行われる場合には、当該物品の運送の委託は、自家利用の運送委託であり、特定運送委託には該当しない。さらに、レンタル業者が対象物品の運送を委託することや、製造委託をした事業者や購入をした事業者が対象物品を引き取って自社の倉庫に運送する業務を委託することも、特定運送委託に該当しない。」と述べる。

¹⁴ パブコメ 105 番

- 証券取引において、「事業者が顧客に交付する必要のある取引関係書類のみを運送する場合は、それが当該販売等における取引の目的物に該当しない限り、特定運送委託の対象となる物品ではないため、その運送委託は特定運送委託に該当」しない(パブコメ 144 番)。他方、「「販売」の「目的物たる物品」には、商品に添付されて提供される景品など、有償の商品の一部として提供されている物品も含まれるので、その運送委託は特定運送委託に該当する(パブコメ 144 番)。
- 代金の支払期日が明示されていない場合には、給付を受領した日である運送完了日が支払期日とみなされるから、発注画面で 60 日ルールの範囲内で代金の支払期日を明示することを検討すべきである。
- 特定運送委託に該当する取引は、従前は物流特殊指定(特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法)や優越的地位の濫用によって規制されていた。特定運送委託と物流特殊指定との関係については文献によれば次の通り¹⁵。
 - ・ 「保管委託」は物流特殊指定のみ
 - ・ 「運送委託」のうち、売買等を目的としないもの(例えば同一法人の工場から物流センターへの移動などの事業上の理由による拠点間運送〔いわゆる「横持ち」〕)は物流特殊指定のみ
 - ・ 資本金要件、従業員数要件のいずれも満たさないが優越的地位要件を満たすパターン(例えば取引必要性が高い場合)は物流特殊指定のみ
 - ・ 物流特殊指定の資本金要件、優越的地位要件をいずれも満たさないが、従業員数要件のみを満たし、かつ、売買等を目的とするパターンは中小受託法のみ」
- 荷主においては、貨物自動車運送事業法 12 条 1 項と特定運送委託の両方が適用される可能性があるという前提で行動することが多いと思われる¹⁶。

【協議を適切に行わない代金額の決定の禁止(価格据置き取引への対応)】

代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

取適法 5 条 2 項 4 号

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為…(中略)をすることによって、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

- 従来から、委託事業者による不当に低い価格設定や価格引下げは「買いたたき」として禁止行為とされていたところ、価格据置きや引上げの場合も含め、価格交渉プロセスに問題があれば取適法違反とされる

¹⁵ 松永博彬「運送・物流業界への独占禁止法規制の現状と特定運送委託の追加による影響」ジュリスト 1615 号(2025 年)29 頁

¹⁶ 前掲松永 31 頁。なお、貨物自動車運送事業法の書面交付義務と取適法の明示義務との間では、内容が完全に一致しておらず、電磁的交付の際の中小受託事業者からの事前承諾を省略できるか否かという点の扱いも異なること等から、両者の規制を一本化して欲しいという要望が多いとのことである(向井康二ほか「座談会 下請法から中小受託取引適正化法(取適法)へ」公正取引 901 号(2025 年)9 頁[原悦子発言])。

ことになった。

- すなわち、労務費や原料等のコストの上昇分をどの程度価格転嫁することが適正なのかを客観的に判断することは容易ではない。コスト上昇分を委託事業者と中小受託事業者との双方で分担すること自体は不合理なことではない。コスト上昇分の全額転嫁はかえって最終的に消費者の利益にも反することになりかねない。そこで、取適法 5 条 2 項 4 号(以下「本号」という)は、価格水準それ自体の妥当性を直接問題にするのではなく、委託事業者と中小受託事業者との間で、具体的な根拠や資料等に基づき、十分な協議を経た上で、価格転嫁の要否・程度等につき合意形成が行われることを確保するために、価格交渉プロセスの適正確保を図ることにした。
- 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」
 - ・ コスト変動(労務費、原材料価格、エネルギーコストの高騰等)、取引条件の変更(納期短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等)、需給状況の変化、委託事業者が代金引下げを求めた場合などをいう(運用基準第 4 の 9(2))。
 - ・ 規制目的に照らし、「中小受託事業者の管理不足による工場の一部焼失による生産コストの増加」は本号には該当しないが、「天災による工場の一部消失など中小受託事業者の不可抗力によるコスト増は、不可避的なものではあるかもしれないが、サプライチェーン全体で負担するべき性質のコストとして本要件に該当するか議論の余地はあろう」旨の指摘がある¹⁷。
 - ・ 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」との要件や「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた」との要件は、実質的には本号の適用範囲を限定する機能が乏しく、委託事業者が常時あるいは定期的に取引先との間で行っている価格協議等であっても、本号の適用対象になり得ることから、事業部門への周知とマニュアル策定が急務である旨の指摘がある¹⁸。
- 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」
 - ・ 委託事業者が中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む、無視する、協議実施を繰り返し先延ばしにする場合などをいう(運用基準第 4 の 9(3))。
 - ・ 書面・口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む(運用基準第 4 の 9(3))。
 - ・ 法令改正時の国会審議によれば、委託後、業務途中でのコスト増による中小受託事業者からの協議要求は本号の対象ではなく、価格引上げの要求を受け入れた上で、その後に転注・減注することは、契約自由の原則との関係から問題ない¹⁹。
 - ・ 委託事業者として、価格協議の早期実施が困難な場合、中小受託事業者に早期協議が難しい事情を説明して先延ばしと誤解されないようにし(可能であれば協議実施の想定時期を伝える)、経緯を当局に説明できる資料を残しておく²⁰。また、「ある受注者群を代表する受注者との価格協議を行い、コスト上昇分に見合う価格引上げを決定し、その引上げ率を基準として一律に他の中小受託事業者への価格を

¹⁷ 多田敏明「買いたたき規制の強化・補充」ジュリスト 1615 号(2025 年)14 頁以下

¹⁸ 内田①73 頁

¹⁹ 前掲多田 16 頁

²⁰ 前掲多田 17 頁

提案し、当該価格に不満のある中小受託事業者とのみ個別協議をする²¹ことも考えられる²²。

- 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」
 - ・ 中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう(運用基準第4の9(4))。
 - ・ 中小受託事業者の求めた事項が代金額に関する協議との関連性を欠く場合、委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに同じ質問が反復される場合、中小受託事業者の自由な意思により代金の額を決定するために資する事項とはいえず、本要件を充足しない(運用基準第4の9(4))。
- 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」
 - ・ 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、協議に応じず又は必要な説明・情報の提供を行わずに、代金額が定められた場合が該当する(運用基準第4の9(5))。
 - ・ 「決定」には代金を引き上げ、又は引き下げる事のほか、据え置くことも含まれる(運用基準第4の9(5))。
- 「中小受託事業者の利益を不当に害してはならない」
 - ・ 多数の中小受託事業者に類似取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律にコスト上昇分に十分見合うよう代金引上げを決定し、一部の中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金額の場合などは、一方的な代金決定によっても「受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない(運用基準第4の9(6))。
- 次の場合は、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当する(運用基準第4の9(7))。
 - ・ 中小受託事業者が代金引上げを求めたのに、委託事業者が合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報提示を協議に応じる条件とする。
 - ・ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金引上げを求めたのに、委託事業者が具体的な理由の説明や根拠資料の提供をしないで、引上げの一部を拒み、又は代金を据え置く。
 - ・ 委託事業者が代金引下げを要請する場合に、中小受託事業者がその説明を求めたのに、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をしないで、引下げ額を提示する。
- 中小受託事業者との協議における留意点²³
 - ・ 労務費については、内閣官房・公取「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日(令和8年1月1日改正))も参照²⁴。例えば、同指針は、発注者に対し、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること」を求めている。

²¹ 前掲多田 17 頁

²² ただし、パブコメ 206 番が「また、頂いた御意見のうち、「多数の下請事業者からの意見を募集・集約し当該意見及びコスト上昇等を勘案した製造委託等代金の額を定めた場合」について、他の中小受託事業者の意見等を勘案する場合であっても、協議を求めた中小受託事業者との関係で当該協議に応じないことは、通常、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉によって実現される利益が害されるといえ、本号に該当すると考えられます。」と回答している点に留意する必要がある。

²³ 以下の記載は、主として前掲多田 17、18 頁による。

²⁴ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html#thema1>

- ・ 発注者において、原材料費やエネルギーコスト等について、中小受託事業者に対し、公表資料以上の情報を求めるることは可能だが、中小受託事業者の営業秘密(製造原価計算資料や労務管理関係資料等)を提出させると、優越的地位の濫用に該当する可能性がある。
- ・ 発注者がコスト上昇等の価格転嫁を受け入れない理由としては、「(i)他により低額で供給する受注者がいること、(ii)中小受託事業者から要求された転嫁分を、①委託事業者の顧客へ転嫁することが困難であること、又は②委託事業者の内部で吸収することが困難であること」等が考えられ、より具体的には、上記①であれば、顧客が現に転嫁を拒否していること等、上記②であれば「自社の事業実績や他資材の高騰などを根拠に自社での吸収困難性を説明すること」等が考えられる²⁵。なお、発注者は、自社の営業秘密に該当する情報まで中小受託事業者に示す必要はない。
- ・ 米国のいわゆるトランプ関税の影響が不透明であるという理由のみでは、価格据置きの理由説明として足りない。
- 発注者から受注者に対して価格変更の要否を問い合わせる文書を定期的に送付する例があるが、本号の運用次第では「発注者からの問い合わせ文書の交付という好ましいプラクティスに影響が及ぶ可能性がある」との指摘がある²⁶。
- 価格転嫁をめぐる交渉の実効化のために、個人事業者や小規模事業者などが集団的に委託事業者と交渉できるよう、中小企業等協同組合法は、事業協同組合や協同組合連合会等による「団体協約」という手法を設けている。

【手形払等の禁止】

手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

取適法 5 条 1 項 2 号

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為…(中略)をしてはならない。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと(当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。)。

- 「支払手段」には、債権譲渡担保、ファクタリング、併存的債務引受け、電子記録債権などが該当し、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」とは、金銭による支払と同等の経済的效果が生じるとはいえない支払手段をいう。例えば、①一括決済方式又は電子記録債権の支払期日(満期日・決済日等)が代金の支払期日より後に到来する場合に、中小受託事業者が代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるものや、②一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要がある

²⁵ 前掲多田 18 頁

²⁶ 前掲多田 20 頁

- ものが該当する(運用基準第4の2(5))。
- 従前の代金は割引料を含んでいたとして、従前の代金額から割引料を控除した額を新たな代金額として定め直し、当該代金額に割引料を上乗せした額(結局は、従前と同じ代金額になる)を代替的支払手段の額面額とすることは、これまで代金額の内訳に割引料を明示していた場合でない限り、買いたたき(取適法5条1項5号)にあたり得る²⁷。
 - 委託事業者が引き続き代替的支払手段を利用するには、例えば、①手数料を代金額に上乗せした金額を代替的支払手段の額面額とし、発注書面等で当該額面額の内訳に手数料が含まれていることを明示した上で、代替的支払手段の決済日を代金の支払期日以前に設定すること、あるいは、②代替的支払手段の決済日を代金支払期日よりも後に設定するのであれば、一括決済方式をとり、「代金の支払期日に自動的に割引が行われるものとし、かつ、現金化費用は全て金融機関から委託事業者に直接請求されるものとする」²⁸ことなどが考えられる²⁹。

【その他の改正内容】

- 【発注内容等の取引条件の明示義務における、交付書面(発注書等)の原則電子化(取適法4条)】
- 書面交付義務について、委託事業者は、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により中小受託事業者に提供することができることとされた(取適法4条1項)。なお、その場合でも、中小受託事業者から求められた場合には書面交付をしなければならない(取適法4条2項)。取適法4条1項・2項違反は50万円以下の罰金の対象となる(両罰規定あり)。
 - 従来は、電磁的方法で発注書ファイル等の交付をする場合、当該ファイルが中小受託事業者のPCやサーバー等に記録されることが要件であって、クラウド・サービスの利用ができなかつたが、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」³⁰2条の改正により、クラウド・サービスの利用も可能になった。

【遅延利息支払義務の対象に代金減額を追加(取適法6条2項)】

- 遅延利息の賦課対象となる違反行為に「代金減額」を追加し、違反した委託事業者は、不当に減額した代金額について、給付受領日から起算して60日を経過した日(減額をしたのがこれよりも後である場合は、減額をした日)から実際に支払をする日までの期間について、支払遅延の場合と同様、年14.6%の割合による遅延利息を支払わなければならないものとされた。
- 例えば、給付受領日から60日を経過した日より後に、委託事業者が中小受託事業者をして一定の金額を委託事業者の銀行口座に振り込ませるような「事後的な減額」の場合には、事後的な減額を行った日が遅延利息の起算日となる。

²⁷ 長澤哲也「手形払等の禁止—代替的支払手段の使用制限」ジュリスト1615号(2025年)(以下「長澤②」という)24頁

²⁸ 長澤②26頁

²⁹ この点、長澤①18頁が本文記載②について、「代替的支払手段の決済日を代金の支払期日よりも後に設定しつつ、代金の支払期日において割引等により現金化することに要する費用を追加した額を代替的支払手段の額面額とすることにより、代金の支払期日に代金相当額の全額を現金化できるようにすることが考えられる。しかし、このようなアレンジをしたとしても、「金銭と引き換えることが困難である」として、公正取引委員会は中小受託法違反と取り扱う可能性があることに注意を要する。そのロジックは明確ではないが、電子記録債権については、割引により現金化した後に発注者側において支払不能等が生じた場合は、割引をした受注者側が金融機関に対して支払担保責任を負うリスクがあることなどが考えられよう。」と述べていることに留意する必要がある。

³⁰ 旧「下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則」であり、規則の名称も変更された。

【勧告に係る規定の整備(取適法 10 条)】

- 本改正前は、取適法 5 条(禁止行為)違反のうち、受領拒否、支払遅延、報復措置については、他の違反行為と異なり、「している」場合のみが勧告対象だったため³¹、当局の調査を受けてから勧告の前までに違反行為を取りやめれば、公取の勧告を回避できた。しかし、本改正により、受領拒否、支払遅延、報復措置を含め、全ての取適法 5 条違反について、現に違反が継続中の場合だけでなく、違反が既になくなっている場合でも「特に必要があると認めるとき」は、公取による勧告の対象になるものとされた。
- 本改正後は、受領拒否や支払遅延であっても、委託事業者にとって、勧告回避のため、違反を取りやめた上で自発的申出制度を利用するメリットがあることになる。
- その他、委託事業者の法人格に変更があった場合、取引当事者が増減資したことにより資本金基準から外れた場合等にも勧告が可能であることが明確化された。

【執行権限・体制の強化】

- 公取、中企庁長官又は事業所管大臣は、本法の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し指導及び助言をできることとされた(取適法 8 条)。
- 公取、中企庁長官及び事業所管大臣は、相互に情報を提供することができ、公取は、関係行政機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることとされた(取適法 13 条)。
- 中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れずに取適法違反の事実を関係当局に申し出ることのできる環境を確保するため、報復措置の禁止の申出先として、現行の公取・中企庁長官に加え、事業所管大臣を追加した(取適法 5 条 1 項 7 号)。

【運用基準の改正】

- 旧運用基準第 4 の 3(1)キ「書面で合意することなく」が運用基準第 4 の 3(1)カ「中小受託事業者との合意の有無にかかわらず」に改正された結果、中小受託事業者との合意があっても、代金を中小受託事業者の銀行口座に振り込んで支払う場合に振込手数料を差し引くと、不当減額(取適法 5 条 1 項 3 号)に該当することになり、契約・支払実務の見直しが必要となる³²。例えば、各社における契約書ひな形や社内システムの仕様等において、振込手数料の中小受託事業者負担がデフォルト設定になっていないか、委託事業者としてはチェックしておく必要がある。
- 製造委託等の対象である「物品」について、旧運用基準では「動産をいい、不動産は含まれない」(第 2 の 1(3))とされていたのが、「有体物をいう」(新運用基準第 2 の 1-1(3))と改正された。住宅販売業者や建設工事関連業者に大きな影響を与えるとの見解がある³³。

以 上

³¹ 改正前の下請法 7 条 1 項は、「公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第四条の二の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。」と規定していた。

³² 内田①74 頁

³³ 内田①75 頁。なお、建設業者の業務と取適法の適用の有無について、公取サイト「よくある質問コーナー(取適法)」の Q5(建設工事の請負には本法の適用がないことだが、建設業者には本法の適用がないと考えてよいか。)参照。

II 日本版司法取引制度の最新動向 — 活用拡大と制度改革の兆し

執筆者：安部 立飛、松間 辰吉

1. はじめに

2018年6月に、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度(以下「日本版司法取引制度」又は単に「日本版司法取引」といいます。)が導入されて以来、同制度は必ずしも積極的に運用されてきたとは言い難い状況が続いてきました。

もっとも、導入当初こそ、東京地検特捜部が手がける全国的に社会的耳目を集める事件でのみ適用されるなど極めて限定的な運用にとどまっていましたが、2023年以降は、贈収賄事案や官製談合事案など全国的に社会的耳目を集めるとまではいえない比較的小規模な事件においても日本版司法取引制度が適用されるなど、捜査当局が本制度の活用に徐々に前向きな姿勢を示し始めていることがうかがわれます。

また、近時、組織犯罪の摘発にあたって日本版司法取引制度を積極的に活用する旨の最高検察庁による通達が発出され、さらに、法務省において本制度の適用対象犯罪の拡大を視野に入れた議論も開始されるなど、今後、本制度の本格的な活用フェーズに移行することを予想させる動きが見られます。

そこで、本稿では、日本版司法取引制度の基本的な仕組みを説明した上で、近時の適用事例と当局の動向を整理し、今後、企業に求められる実務対応の方向性について触れることとします。

2. 日本版司法取引制度の概要

日本版司法取引(刑事訴訟法第350条の2以下)とは、検察官と被疑者・被告人(及び弁護人)が合意を結ぶことで、他人の犯罪に関する供述や証拠の提供と引換に、検察官が、当該被疑者・被告人について、不起訴にしたり、軽い訴因で起訴したり、軽い求刑をしたりするなどの有利な取扱い(以下「恩典」といいます。)を行うことを可能とする制度です³⁴。その重要な特徴として、供述や証拠を提供する対象が「他人の犯罪」に関するものに限定されている点が挙げられます(これに対して、米国等においては、自分の罪を認めて恩典を得る、いわゆる自己負罪型の司法取引が認められています³⁵。)。

日本版司法取引における流れは概ね以下のとおりです。

- ① 検察官が、捜査・公判に関して協力が見込まれる被疑者、被告人、及び、その弁護人と協議する。
- ② 捜査等への協力³⁶とその見返りとなる恩典の合意に至れば、その内容を記した「協議合意書」を作成する。
- ③ 被疑者等は、合意の内容に従って捜査等への協力をを行い、検察官は恩典を付与する。

³⁴ なお、日本版司法取引の対象となる犯罪は、特定の経済犯罪や薬物犯罪、銃器犯罪等に限られています(刑事訴訟法350条の2第2項)。

³⁵ 日本版司法取引と米国の司法取引との間には本質的な相違があります。詳細については、Abe, H. (2023). The Japanese Cooperation Agreement System in Practice: Derived from the U.S. Plea Bargaining System but Different. *Global Journal of Comparative Law*, 12(1), 1-35. <https://doi.org/10.1163/2211906X-12010001> をご参照ください。

³⁶ 具体的には、取調べに際して真実の供述をすること、証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること、検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関して証拠の提出その他の必要な協力をすることが挙げられます。

3. 導入初期及び近時の適用事例

日本版司法取引制度は制度導入から数年の間、適用事例が限られていきましたが、近時になって新たな類型の事案に適用されています。以下では、まず制度導入初期における適用事例を簡潔に整理した上で、最近の適用事案の動向について紹介します。

(1) 制度導入初期の適用事例(第1号事例から第3号事例)

制度導入初期における主な適用事例は以下のとおりであり、いずれも東京地検特捜部が手がける、企業における経済犯罪への適用事案でした。

| 年 | 事案の概要 | 主な罪名 | 協力、恩典の内容 | 結果 |
|------|-----------------------|-----------------------------|--|---|
| 2018 | 発電所建設をめぐる外国公務員等贈賄事件 | 不正競争防止法違反 (外国公務員等贈賄罪) | 法人が社内調査で得た取締役の犯罪に関する証拠を提供することなどと引換えに、法人は不起訴処分 | 元取締役3名が起訴され、有罪(確定) ³⁷ |
| 2018 | 大手自動車メーカー会長らによる報酬隠し事件 | 金融商品取引法違反 (虚偽有価証券報告書提出罪) | 会社の元秘書室長及び元専務執行役員が取調べ及び証人尋問における真実の供述並びに証拠の提供と引換えに、当該元秘書室長及び元専務執行役員は不起訴処分 | 元代表取締役会長及び元代表取締役社長が起訴(公判継続中 ³⁸) |
| 2019 | アパレル会社社長らによる業務上横領事件 | 業務上横領罪 | アパレル会社の従業員が取調べ及び証人尋問における真実の供述並びに証拠の提供と引換えに、当該従業員は不起訴処分 | 元代表取締役社長らが起訴され、有罪(確定) ³⁹ |

(2) 第4号事例：兵庫県の融資詐欺事件(兵庫県警/神戸地検)

2023年から2024年にかけて、兵庫県警は、四国地方の金融機関の支店担当者に虚偽の決算報告書を示して融資を申し込み、4,000万円をだまし取ったとして、中古車販売会社元社長及び同会社が契約する税理士らを相次いで逮捕し、最終的に、神戸地検は、詐欺罪等で当該社長らを起訴しました。

報道によれば、神戸地検は、上記税理士が所属する税理士法人の職員との間で、捜査に協力する見返りとして、不起訴処分となる旨の合意を締結したとされています⁴⁰。なお、2024年12月10日、上記社長は懲

³⁷ 最判令和4年5月20日(LEX/DB文献番号25572151)

³⁸ 元代表取締役会長については、厳密には、同氏が保釈中に出国したことから、現在まで公判が開かれていない状況である。

³⁹ 最判令和4年6月16日(LEX/DB文献番号25593206)

⁴⁰ 日本経済新聞「警察捜査初の司法取引、税理士逮捕 四国銀から詐取疑い」2024年4月5日(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE059P60V00C24A4000000/>)

役 2 年の実刑判決を受けています⁴¹。

本事案は、警察送致事件⁴²かつ東京地検特捜部以外が手がける事案における初の日本版司法取引適用事例という点で、注目すべき事案といえます。

(3) 第 5 号事例：奈良県御所市の贈収賄事件(大阪地検特捜部)

2024 年、大阪地検特捜部は、奈良県御所市の火葬場建設事業をめぐる贈収賄事件⁴³に関して、加重収賄罪で同市選出の市議を、贈賄罪で建設会社の元会長らを、それぞれ起訴しました。

報道によれば、大阪地検は、コンサルタント会社社員として本件 JV における火葬場建設事業の受注に協力したとされる男性との間で、本件 JV が同事業を受注した経緯などに関する供述や証拠を提供することと引換えに、同男性が立件を免れる旨の合意を締結したとされています⁴⁴。なお、当該市議は起訴内容を否認しましたが、上記コンサルタント会社社員の証言の信用性が認められるなどして、有罪判決を受けています⁴⁵。

本事案は、大阪地検特捜部における初の日本版司法取引適用事案であり、企業における経済犯罪ではなく、地方自治体における贈収賄事件への制度活用という点でも注目すべき事案といえます。

(4) 第 6 号事例：群馬県桐生市の官製談合防止法違反等事件(群馬・埼玉県警/さいたま地検)

2024 年、さいたま地検は、群馬県桐生市役所の新庁舎建設工事をめぐる一般競争入札に関して、官製談合防止法⁴⁶違反の罪等で元副市長や同市選出の県議を起訴しました。

報道によれば、さいたま地検は、県議及び受注業者を仲介した会社関係者らとの間で、元副市長や県議らの事件関与を認める供述を行うことと引換えに、立件を免れる旨の合意を締結したとされています⁴⁷。上記元副市長については、2024 年 11 月 25 日、懲役 1 年 6 月・執行猶予 3 年の有罪判決を受けています⁴⁸。

本事案も、上記(2)及び(3)の事案と同様、警察送致事件かつ東京地検以外が手がける地方自治体における官製談合事案における日本版司法取引適用事例という点で、注目すべき事案といえます。

⁴¹ 神戸地判令和 6 年 10 月 17 日(LEX/DB 文献番号 25621417)

⁴² 「警察送致事件」とは、警察が一次的に事件の捜査を開始し、警察が収集した証拠やその結果をとりまとめた記録の送致を受けた検察官が、その証拠・記録等の精査や追加捜査を行った上で、起訴・不起訴を判断する事件のことをいいます。これに対し、「独自捜査事件」とは、検察官が一次的に捜査を開始して証拠を収集して、自ら起訴・不起訴の判断をする事件のことをいいます。大半の事件は、警察が捜査を開始する警察送致事件ですが、贈収賄や大規模な経済犯罪など複雑な法的判断が求められる場合には、検察官による独自捜査が行われる傾向にあります。

⁴³ 本事案としては、概要、奈良県御所市選出の市議が、特定の共同事業体(以下「本件 JV」といいます。)に火葬場建設事業を受注させる妥結がされていることを知りながら、同市が本件 JV との間で当該事業の請負契約を締結する議案に異議を唱えることなく賛成する不正行為の謝礼として、現金の供与を受けたというものでした。

⁴⁴ 日本経済新聞「大阪地検で初の司法取引 奈良・御所市議の汚職事件で」2024 年 6 月 20 日(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UF206TT0Q4A620C2000000/>)

⁴⁵ 大阪地判令和 6 年 12 月 10 日(LEX/DB 文献番号 25574011)

⁴⁶ 正式名称は「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」です。

⁴⁷ 日本経済新聞「群馬・桐生の不正入札事件で司法取引 導入 7 年で 6 例目」2025 年 8 月 14 日(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD141WH0U5A810C2000000/>)

⁴⁸ さいたま地判令和 7 年 11 月 25 日(LEX/DB 文献番号 25625066)

(5) 小括

上記(2)ないし(4)に挙げた 3 事例は、いずれも東京地検特捜部が手がけた事件ではなく、また、警察送致事件も含まれていること、企業における経済犯罪のみならず、地方自治体における贈収賄事案や官製談合事案等にも日本版司法取引が適用されていることなどから、(1)の制度導入初期における適用事例とは一線を画しています。これらの事例は、検察当局が今後、日本版司法取引制度の適用対象となる事案の範囲を拡大していく姿勢を示すものと見ることができます。

4. 日本版司法取引制度に関する近時の動向

(1) 検察当局の動向

上記 3.で述べた傾向に加え、検察当局の近時の動向にも、日本版司法取引制度の本格的な活用に向けた体制整備を進めている状況が見受けられます。具体的には、2025 年 10 月に、最高検察庁が、特殊詐欺事件等の組織的犯罪に対して日本版司法取引を積極的に適用する方針を示したことが挙げられます。さらに、最高検察庁及び各高等検察庁⁴⁹においては、地方検察庁での司法取引の運用を指導する役割を担う検事が新たに配置されており、全国レベルで統一的な運用を可能とする体制の構築へと踏み出したものと見られます⁵⁰。

(2) 法務省での議論状況

2022 年 7 月から 2025 年 7 月までの間、法務省において、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会⁵¹」が開催され、その最終回である第 21 回会議(同年 7 月 24 日開催)において、報告書が取りまとめられました⁵²。同報告書の内容は、「これから刑事手続に関する研究会⁵³」の第 1 回会議(同年 12 月 19 日開催)においても検討の対象となっており、大要、次のような示唆を述べています。

- ① 日本版司法取引は、証拠収集に占める取調べの比重を低下させるための有効な手法となり得ることから、その利用が有効・適切と考えられる事案においてより積極的に活用することを模索すべきこと
- ② 日本版司法取引制度を利用した被疑者に対する犯罪組織による報復を念頭に、証人保護プログラムの整備等、本制度をより実効的なものにするための制度を整備する必要があること
- ③ いわゆる自己負罪型の司法取引(脚注 35 参照)については、種々の法的な課題に加え、被疑者が罪を認めたら罰が軽くなるという制度が国民の理解を得られるかなどといった課題や、虚偽自白の誘発をいかにして防止するかといった課題がある一方で、取調べへの過度の依存を改めるという平成 28 年改正

⁴⁹ 東京、大阪、名古屋など全国 8箇所に設置されており、各高等検察庁管内における地方検察庁の上級庁として、その検査・公判活動を指導する役割などを担っています。

⁵⁰ 日本経済新聞「『司法取引』特殊詐欺にも積極適用 最高検と高検に担当検事配置」2025 年 10 月 1 日(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD012NS0R01C25A0000000/>)

⁵¹ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 54 号。以下「平成 28 年改正法」といいます。)附則第 9 条で規定されている、平成 28 年改正法による改正後の規程の施行状況についての検討に資するべく、刑事法研究者等の有識者、法曹三者、警察庁及び法務省が、改正規定の施行状況を始めとする実務の運用の状況を共有しながら、刑事手続の在り方について意見交換を行い、制度・運用における検討すべき課題を整理するために開催することとされたものです。

⁵² 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」取りまとめ報告書

⁵³ 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめの結果も踏まえ、法務省における今後の各種制度の検討の参考とするため、基礎的知見を幅広く収集するとともに意見交換を行う趣旨で開催することとされたものです。

法の趣旨や、黙秘・否認事案の増加やそれに伴う捜査・公判における負担増大の傾向が今後ますます進むと考えられることなどに照らし、いずれ本格的な検討を迫られる時期が来ると考えられるため、捜査・公判協力型の司法取引の運用状況を注視しつつ、基礎的な調査・検討を始めていく必要があること

以上のとおり、法務省においても、制度設計そのものの見直しも含め、日本版司法取引の活用場面を拡大する方向で議論が進められています。

5. おわりに

以上のとおり、日本版司法取引制度は、導入当初に見られた慎重かつ限定的な運用段階を脱し、捜査当局がその活用に積極的に踏み出す局面に入りつつあります。加えて、制度運用上の課題を踏まえた改善の検討や、対象犯罪の範囲拡大に向けた議論も始まっており、同制度が企業活動と交錯する場面は、今後さらに増加していくことが見込まれます。これに伴い、企業としても、司法取引制度を前提とした対応を迫られる可能性は、従来にも増して高まっているといえます。

具体的には、法人自体が処罰対象となり得る社内不正が発覚した場合、日本版司法取引制度の存在を踏まえ、速やかかつ適切な社内調査を実施し、捜査当局に十分に協力すれば、法人として刑事処分を免れ、又は少なくともその軽減を受けられる可能性があります。それにもかかわらず、役員がこのような対応を怠った結果、法人が刑事処分を受ける事態に至った場合には、当該役員について善管注意義務違反等が問われるリスクがあるともいえます。他方で、企業組織として自主的な調査や適切な捜査協力をすることにより、不正行為に対する真摯な対応姿勢や自浄能力を明確に示すことができれば、刑事処分の回避や軽減のみならず、レピュテーションリスクの最小化につながる可能性もあります。

企業による捜査協力を、検察官による起訴不起訴の決定や求刑、更には、裁判所における量刑判断において肯定的に評価する傾向は、米国を中心にグローバルスタンダードとして定着しつつあります。このような国際的潮流を踏まえれば、日本版司法取引制度についても、今後は同様の考え方が一層反映され、企業の協力姿勢が実質的な評価対象となる場面が増えしていくものと予想されます。日本版司法取引制度がまさにそうした変革の兆しを見せていく今こそ、企業としては、その制度趣旨や具体的な適用事例を正しく理解するとともに、社内において不正事案が発覚した場合を想定した調査体制や対応方針をあらかじめ整備しておくことが重要です。変化しつつある日本版司法取引制度を「他人事」として捉えるのではなく、自社のリスクマネジメントやコンプライアンス体制の一環として真正面から向き合うべき局面に入っているといえるでしょう。

以上

III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聰、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2025年12月18日】

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の全面施行

<https://www.jftc.go.jp/msca/>

2025年12月18日、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」が全面施行されました。

本法は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア(モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン)の提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業者として公正取引委員会に指定された者(指定事業者)に対して、主に以下の禁止事項及び遵守事項を定めるものであり、これらの違反には、排除措置命令や課徴金納付命令等を含む措置等が講じられます。

＜主な禁止事項と遵守事項＞

- ①他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。(※セキュリティ等の正当化事由あり)
- ②他の課金システムを利用するなどを妨げてはならない。(※正当化事由あり)
- ③デフォルト設定を簡易な操作により変更できるようにするとともに、ブラウザ等の選択画面を表示しなければならない。
- ④検索において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。
- ⑤取得したデータを競合サービスの提供のために使用してはならない。
- ⑥アプリ事業者が、OSにより制御される機能を自社と同等の性能で利用することを妨げてはならない。(※正当化事由あり)

【2025年12月23日】

厚生労働省、「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66699.html

厚生労働省は、2025年12月23日、「無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係の明確化に関する考え方と裁判例」をとりまとめ、公表しました。

本とりまとめは、「無期転換ルール」と「多様な正社員」の2つの項目で構成されております。「無期転換ルール」の項目では、有期労働者の無期転換(労働契約法18条)⁵⁴前に行われる雇止め等の有効性が、具体的な裁判例とともに紹介されています。

また、「多様な正社員」の項目では、労働者の労働条件変更に対する同意の有効性に関するルール、勤務地、職務、勤務時間についての限定合意に関するルール、整理解雇や能力不足解雇が有効であると判断されるための条件、労働条件の変更に応じないことを理由とする解雇(変更解約告知)が有効であると判断されるための条件等が、具体的な裁判例とともに紹介されています。

⁵⁴ 有期労働契約の契約期間が通常5年間を超える労働者は、使用者に対して無期転換の申込みを行うことにより、無期労働契約への転換を申込むことができる旨が規定されています。

【2025年12月24日】

公取委、「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について」の公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251224_eigaanime.html

2025年12月24日、公取委は、「映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査について」を公表しました。本調査は、映画・アニメの制作に係る取引分野について実施されたものであり、当該調査の結果が、各取引分野ごとに実態調査報告書として取りまとめ、公表されています。

本実態調査報告書によれば、いずれの取引分野においても、取引条件の明示、取引対価の設定等に関して、製作委員会等の発注者と元請制作会社との間の取引や、元請制作会社と下請制作会社との間の取引において、中小受託取引適正化法(以下「取適法」といいます。)上又は独占禁止法上問題となり得る行為が、また、制作会社とフリーランスとの間の取引において、フリーランス・事業者間取引適正化等法上又は取適法上問題となり得る行為がみられたとされており、公取委においては、問題の解決に向けた取組が進められるよう、関係事業者による取組の進捗を注視するとともに、独占禁止法等の違反行為がある場合には厳正・的確に対処していくことです。

また、今後、本実態調査報告書の内容を基に、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法及び競争政策上の具体的な考え方を示す指針が策定、公表される予定とされています。

【2025年12月24日】

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議、「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)の公表

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>

2025年12月24日、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、企業活動におけるより実効性のある人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が改定されました。

新計画においては、「ビジネスと人権」に関して、以下の8つの優先分野が掲げられ、それぞれの分野に関する今後の政府の取組方針及び各種施策の例が示されているほか、企業に対し、企業活動における人権への負の影響の特定・評価・防止・軽減・対処等の一連の行為から成る人権デュー・ディリジェンスの導入を促進することへの期待が表明されています。

1. 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン
2. 「誰一人取り残さない」ための施策推進(ジェンダー平等、外国人労働者、子ども・若者、障害者、高齢者)
3. テーマ別人権課題(AI・テクノロジーと人権、環境と人権)
4. 指導原則の履行推進に向けた能力構築
5. 企業の情報開示
6. 公共調達・補助金事業等を含む公契約
7. 救済へのアクセス
8. 実施・モニタリング体制の整備

【2025年12月25日】

金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2025(サステナビリティ情報の開示)」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225.html>

2025年12月25日、金融庁は、2023年1月に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令によって、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたことを踏まえ、同記載欄の開示の好事例を取りまとめた、「記述情報の開示の好事例集 2025(サステナビリティ情報の開示)」を公表しました⁵⁵。

本事例集は、有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組に関する項目(「全般、気候、個別テーマ」、「人的資本、従業員の状況」)について、開示例を紹介するなどしています。

本事例集は、今後、「MD&A」、「事業等のリスク」、「コーポレート・ガバナンス(株式の保有状況)」、「重要な契約」に関する開示例を追加することが予定されているとのことです。

【2025年12月26日】

金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251226/20251226.html#besshi>

2025年12月26日、金融庁は、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等を公表しました。本政令案等は、以下の事項等について改正を行うものです。

① 有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲の拡大等

2025年6月6日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」における特定信託受益権に関する規定の整備等に伴い、金融商品取引法上の有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲を拡大する等の改正を行うものです⁵⁶。

② インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直し

2025年12月26日に公表された、金融審議会の「市場制度ワーキング・グループ」報告を踏まえ、インサイダー取引規制上の「親会社」の定義について、「他の会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社」とする改正を行うものです⁵⁷。

本政令案等については、本年1月30日までパブリックコメントを受け付けており、その後、所要の手続

⁵⁵ 「記述情報の開示の好事例集 2024(第1弾)」については、[本ニュースレター2024年11月29日号](#)(「金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024(第1弾)」を公表」)を、「記述情報の開示の好事例集 2024(第2弾)」及び「記述情報の開示の好事例集 2024(第3弾)」については、[本ニュースレター2025年1月31日号](#)(「金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024」の第2弾及び第3弾を公表」)を、「記述情報の開示の好事例集 2024(第4弾)」については、[本ニュースレター2025年2月28日号](#)(「金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2024(第4弾)」を公表」)をご参照ください。

⁵⁶ 従前は、金融商品取引法上の有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲について、「当該権利に係る信託の受益者が信託契約により受け入れた金銭の全額を普通預金その他の預貯金により管理することその他内閣府令で定める要件を満たすもの」とされていましたが、本政令案等は、「当該権利に係る信託の受益者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち普通預金その他の預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が内閣府で定める割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券の保有により運用することその他内閣府令で定める要件を満たすもの」としています。

⁵⁷ 従前は、「親会社」について、「直近に公表された有価証券報告書、半期報告書、特定証券情報、発行者情報において、親会社として記載され、又は記録された会社」とされていましたが、本政令案等は、有価証券報告書等に親会社として記載又は記録されているか否かにかかわらず、「他の会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している会社」としています。

を経て公布、施行される予定です。

【2025年12月26日】

金融審議会、「ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」を公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226.html

2025年12月26日、金融審議会内に設置されたディスクロージャーワーキング・グループは、「ディスクロージャーワーキング・グループ 報告」を公表しました。本報告は、本ワーキング・グループにおける投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備についての審議の結果を取りまとめたものであり、概要以下の指摘をしています。

① 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- ・ 有価証券届出書の提出免除基準の調達金額を、1億円から5億円に引き上げる。
- ・ 5億円以上10億円未満の資金調達については、簡易な様式の少額募集の場合における有価証券届出書⁵⁸を利用できることとする。

② 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- ・ 特定投資家要件⁵⁹を満たすものの、特定投資家になるための移行手続を行っていない者(潜在的特定投資家)を、特定投資家私募⁶⁰の相手方の範囲に追加する。

③ 株式報酬に係る開示規制の見直し

- ・ 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外する(有価証券届出書の提出は不要となる。)。

④ セーフハーバー・ルールの創設

- ・ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、有価証券報告書等の、将来情報、見積り情報及び統制の及ばない第三者から取得した情報に関する虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任及び行政責任⁶¹を負わないこととする。

⁵⁸ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされています。また、2025年2月以降、少額募集の場合における有価証券届出書については、初めて届出書を提出する場合の財務諸表を監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする、特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要とする、ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可とする、サステナビリティ情報の開示を任意とする等の簡素化が行われています。

⁵⁹ 特定投資家は、特定投資家向けの商品への投資が可能とされており、また特定投資家を相手方とする金融商品取引については、金融消費取引業者等において、金融商品取引法上の広告等の規制、取引態様の事前明示義務等の一定の行為規制が適用されないこととされています。特定投資家以外の法人及び一定の要件に該当する個人は、金融商品取引業者等に対して、特定投資家として取り扱うよう申し出ることができます(金融商品取引法2条31項、34条の3第11項、34条の4第1項1号等)。

⁶⁰ 特定投資家私募とは、特定投資家を相手方とする有価証券の勧誘であって、金融商品取引業者が関与し、かつ、特定投資家等以外の者への譲渡が制限されている場合における私募類型を指します。特定投資家私募では、一定の条件の下、開示規制が免除されています。

⁶¹ 将来情報等の虚偽記載等を行った場合、民事責任として、過失の立証責任が投資者から会社に転換された損害賠償責任を負い(金融商品取引法21条の2)、また行政責任として、600万円と時価総額の10万分の6のうち大きい額の課徴金納付命令や訂正報告書の提出命令の対象となるとされています(金融商品取引法10条1項、24条の2第1項等、172条の4第1項等)。

【2025年12月26日】

金融審議会、「市場制度ワーキング・グループ」報告の公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226-2/01.pdf

金融庁の金融審議会は、2025年12月26日、「市場制度ワーキング・グループ」報告を公表しました。

本報告書は、近年の有価証券の不公正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を図るために、不公正取引規制の強化等について審議を行い、その結果として、主に以下の事項について取りまとめたものです。

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等：

- ・ 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、公開買付けの対象企業と契約を締結・交渉している者等の追加
- ・ インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直し(有価証券報告書等に記載されていなくても、他の会社を支配している会社は親会社とする)

(2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)：

- ・ 公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金水準の引上げ(近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分(例えば、公表前の価格の50%増し等)を考慮したものにする)
- ・ 大量保有報告制度違反に係る課徴金水準の引上げ(近時の事例を踏まえた価格変動分(例えば、7%等)を考慮したものにする)
- ・ 高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化(端数の切捨処理の基準値を1万円未満から1円未満に変更する等)

(3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)：

- ・ 他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者に対する課徴金水準の引上げ(例えば、違反行為による利得相当額の1.5倍等)
- ・ 口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金の創設
- ・ 課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度の導入

(4) 調査権限等の拡充：

- ・ 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限の追加
- ・ 金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限の追加

(5) その他：

- ・ 犯則調査手続のデジタル化
- ・ 金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)の創設

【2026年1月8日】

金融審議会、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告の公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108.html

金融審議会は、2026年1月8日、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告を公表しました。

本報告書は、金融庁が2025年7月17日に公表した「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する

るワーキング・グループ「中間論点整理」⁶²において引き続き検討課題とされた、サステナビリティ情報の第三者保証制度(企業が開示するサステナビリティ関連の情報の信頼性を第三者が評価、保証するプロセス)のあり方等について、検討結果をとりまとめたものです。

本報告書においては、中間論点整理においても指摘されていた、開示基準の適用時期に関するロードマップのほか、第三者保証制度の保証業務実施者について、人的体制や業務体制の整備、財産的基礎といった登録要件とともに、国際基準で求められる守秘義務等の行為規制、違反行為に対する行政処分や民事責任の追及における立証責任の転換等の規制を定める旨が記載されています。

【2026年1月9日】

こども家庭庁、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の公表

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/bdd8728a/20260109_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_24.pdf

こども家庭庁は、2026年1月9日、こども性暴力防止法施行ガイドラインを公表しました。

本ガイドラインは、2024年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)等の解釈を示し、本法に基づく措置を実施する事業者や従事者の理解を促すとともに、国民に対して制度の詳細な全体像を示すことを目的としたものであり、対象事業者(学校設置者⁶³及び後述の認定事業者など(法33条1項))に求められる、こどもに対する性暴力等を防止するための安全確保措置の内容や、認定事業者(民間教育保育等事業者(法2条5項⁶⁴)のうち認定を受けた者など(法22条1号))に求められる情報管理措置の内容などが具体的に説明されています。

【2026年1月9日】

個人情報保護委員会、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を公表

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/3nengotominaoshi/>

2026年1月9日、個人情報保護委員会は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を公表しました。本制度改正方針においては、例えば以下の事項について改正を行うこと等が指摘されております。

① 適正なデータ利活用の推進

- ・ 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。
- ・ 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とし、生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する等。

⁶² 中間論点整理の具体的な内容については、[本ニュースレター2025年7月31日号](#)(「金融審議会、「『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』中間論点整理」を公表)をご参照ください。

⁶³ 学校等(学校教育法に定める学校のほか、児童相談所や保育所等)を運営する者や、児童福祉事業(指定障害児通所支援事業や乳児等通園支援事業など)を行う者などを指します。

⁶⁴ 専修学校や民間教育事業、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業をはじめとする事業を営む者を指します。

② リスクに適切に対応した規律

- ・ 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。
- ・ 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。
- ・ データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。具体的には、委託先に対し、原則として取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を課す。他方、委託先自らは個人データ等の取扱いの方法を決定しない場合において、一定の条件の下、当該委託先に対しては、法第4章の各義務(個人情報取扱事業者等の義務)規定の適用を原則として免除する。
- ・ 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。

③ 不適正利用等の防止

- ・ 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。
- ・ 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度(オプトアウト制度)について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。

④ 規律遵守の実効性確保のための規律

- ・ 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。
- ・ 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。
- ・ 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。
- ・ 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、課徴金の納付を命ずることとする。

【2026年1月9日】

G7、プライバシー侵害に関する執行事例の共有について議論

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2025/20260121/>

2026年1月9日付け日本経済新聞朝刊

2026年1月9日付け日本経済新聞朝刊によれば、主要7か国(G7)は、日本が作成したフォーマットを活用し、プライバシー侵害事案に関して事例の概要や当局による調査内容等のデータベースを共有し、他の動きを調査の端緒としたり、類似事例の対策に生かすことを予定しているとのことです。

【2026年1月14日】

日本取引所自主規制法人、「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック」の公表

https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/handbook/t13vrt000000c3nm-att/handbook_202601.pdf

2026年1月14日、日本取引所自主規制法人は、「内部統制強化・不祥事予防に向けたハンドブック」を公表しました。

本ハンドブックでは、2022年4月から2025年3月までの間に、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程の実効性を確保するための措置を実施した会社を主な対象として、各社が策定した再発防止策について、不祥事が発生した原因や施策の目的ごとに分類した上で、その具体的なポイントが紹介されており、不祥事予防の観点からも有益な内容となっています。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com